

(3) 大谷家文書「乍恐申上候口上之覚」——“両島渡海禁制” に関連して

塚本 孝

はじめに

広く知られるとおり、江戸時代初期に当たる 17 世紀に伯耆国米子の大谷、村川両家が、当時日本で磯竹島または竹島と称した鬱陵島に幕府の許可を受けて渡海し、鮑漁、あしか漁などを行っていた。当時松島と称した今日の竹島は¹、米子から隠岐経由、往時の竹島（鬱陵島）に渡る航路上にあり、大谷家文書によればこの島についても 1661 年ころから幕府の承認の下で渡海が行われた²。

元禄年間の 17 世紀末に至り往時の竹島（鬱陵島）に“唐人”が渡るようになり、日朝両国間で交渉が行われた。その結果、幕府は、大谷村川両家の竹島（鬱陵島）渡海許可を取り消し、朝鮮国に対し“両国漁民が入り交わるのはよくないので渡海しないよう命じた”旨対馬藩を通じて通知した（口上之覚：「近年朝鮮人罷渡入交如何ニ付…此方之漁民渡海不仕候様ニ可被仰付」、真文：「恐両地人淆雜必有潜通私市等弊隨即下命永不許人往漁採」）³。

さて、今日の竹島（韓国名獨島）が領有権紛争の主題となったのは、1952 年のいわゆる李承晩ライン設定（韓国大統領の海洋主権宣言）以降のことであり、それ以前には朝鮮王朝時代を含め両国政府間でこの島が協議の対象になったことはない。元禄の外交交渉においても松島（今日の竹島）のことが話題に上った記録はない。したがって、上記朝鮮国への通知も竹島（鬱陵島）への渡海制禁を伝えるもので、松島への言及はない。渡海制禁の理由が両国漁民の“入り交わり”（潜通私市等弊）とされていることから当然である（松島に朝鮮国の人々が来たことはない）。ところが、大谷村川両家の文書に「竹嶋松嶋両嶋渡海禁制」とあることが近年指摘されている⁴。

本稿は、大谷家文書の中から「竹嶋松嶋両嶋渡海禁制」の記載のあるものの一つとそれに関係する三点の文書の全体を紹介し、以てこの言葉を文脈の中で捉えるための参考に供しようとするものである。なお、大谷家文書は、近時同家関係者から島根県に寄贈され、目下県において保存と利用提供に向けた準備が進行中の由である。その作業が成れば、文書の一点一点を特定する目録が改めて作成され、翻刻、デジタル画像化によって保存と両立する利用環境が整備されるであろう。本稿は、その意味でも当座の情報であり、翻刻も仮の、不完全なものであることをあらかじめお断りする。

¹ 今日の竹島は、1905（明治 38）年の領土編入閣議決定に際して竹島と命名された。明治時代には西洋の地図の影響で「松島」が鬱陵島を指していたことによる。この間の事情につき、川上健三『竹島の歴史地理学的研究』（古今書院、1966）9-49 頁へ。

² 大谷家文書 2-34（番号は、大谷文子『大谷家古文書』（1984）による。以下同じ。）阿倍（部）四郎五郎家来龜山庄左衛門から大谷九右衛門勝実宛てた書簡（万治三（1660）年）に「…将又来年より竹嶋之内松嶋へ貴様舟御渡之筈ニ御座候旨先年四郎五郎御老中様へ得御内意申し候」とある。川上健三、同上 73-83 頁。なお、本稿では文書と記録の区別をせず文書の語を用いる。

³ 『竹嶋紀事』四卷、島根県〔第 1 期〕竹嶋問題研究会『「竹嶋問題の調査研究」最終報告書 資料編』（2007.3）183-184 頁。

⁴ 池内敏教授が米子市立図書館の『村川家文書』に基づき発表：「「国境」未満」『日本史研究』630（2015.2）16-18 頁。

① 紹介する文書

本稿で紹介するのは、次の文書である。

A. 乍恐申上候口上之覚（大谷家文書 3-34）

——元文五（1740）年から翌寛保元年にかけて、大谷九右衛門勝房が江戸で寺社奉行、勘定奉行、長崎奉行に利権（大坂廻米船借り、長崎貫物連中加入）付与を願い出た際の経過を書き留めたもの。

B. 乍恐奉願上候口上之覚（大谷家文書 3-36）

——元文五年申、大谷九右衛門勝房発、寺社奉行所あて文書の控。同内容の文書、元文六年酉二月付け勘定奉行所あて（大谷家文書 3-39）および寛保元年酉六月十日付け長崎奉行所あて（大谷家文書 3-43）がある。

C. 乍恐御願奉申上候口上之覚（大谷家文書 3-40）

——元文六年酉二月、大谷九右衛門勝房発、勘定奉行所あて文書の控

D. 乍恐口上書を以奉申上候（大谷家文書 3-42）

——寛保元酉年六月十日、大谷九右衛門勝房発、長崎奉行所あて文書の控

Aは、竹島渡海禁制後、米子城主（荒尾家＝鳥取藩主池田家家老）の“憐愍”（米子町の魚鳥問屋口銭、塩問屋口銭付与）を受けて渡世してきた大谷村川両家が、将軍拝謁等の由緒ある者の困窮を理由に（現代風に言えば外交問題解決の結果家業を失ったことに対する補償を求めて）新たな利権の付与を幕府に願い出た訴訟の顛末を、日記風に記録したものである。

Bは、寺社奉行所に宛てた嘆願書の類であるが、過去の経過の記述に終始し出願の対象（何を願い出ているか。大坂廻米船借り・長崎貫物連中加入）が書かれていない。後に出頭することになる勘定奉行所、長崎奉行所を宛名とする同内容の文書が大谷家文書の中にある。

Cは、竹嶋松嶋渡海を求める訳ではない等のことを内容とする勘定奉行所あて追加説明、

Dは、御奉公（御恩に対する反対給付）、松島等に係る長崎奉行所あて追加説明である。

以下、各文書の大意（大雑把な現代語訳）、次いで原文（仮の翻刻）を掲げる。

② 各文書の大意

A. 乍恐申上候口上之覚（大谷家文書 3-34）

1. 御公儀へ差し出す御願書一通、添書二通、由緒書一冊を、元文五年申四月八日、鳥取藩江戸藩邸の仲介により寺社奉行牧野越中守様の御屋敷へ赴き、提出した。寺社方では下役田中小右衛門様の担当となった。
2. 田中小右衛門様が願書を読み、質問をされ、返答した。田中小右衛門様は、願書を牧野越中守様の御前に差し出す、ご覧になった上追って呼び出されるのでそのつもりでいるように、と仰った。宿へ帰り、藩邸に報告した。
3. 同年四月十七日、牧野越中守様から明十八日四つ時に御屋敷に来るよう指示があり、伺うと、御奉行様方が例月のとおり集合され、諸々の願いの吟味が始まり、私（九右衛門勝房、以下同じ）が召出された。
4. 御奉行様方御座席の次第は、牧野越中守様、本多紀伊守様、大岡越前守様、山名因幡守様で、次の間に各家の御下役人衆が連座され、その次の間で私どもの御願書を御役人様が御奉行様方の御前で読上られた。

5. その上で越中守様が、九右衛門、竹嶋の支配を誰がしたのか、とお尋ねになり、紀伊守様からも同様の質問があった。返答したところ、御奉行様方は御一同に、それは重きこと哉と仰った。
6. 次にお尋ねがあり、竹嶋松嶋両嶋渡海禁制になった後は伯州米子の御城主より御憐愍を以て渡世していると願書に書いてあるが扶持を得ているのか（竹嶋松嶋両嶋渡海禁制ニ被為仰出候以後は伯州米子の御城主方御憐愍ヲ以渡世仕罷在候由願書ニ書頭候段然は扶持抔請申候哉）と仰った。御扶持ではありません、米子城下に諸方から持ち込まれる魚鳥の間屋口銭を家督として下さったもので、村川市兵衛も塩問屋口銭を頂戴しましたと返答した。
7. 大岡越前守様が、九右衛門、この添書に書いてあるとおおり大坂御廻米船借りと長崎貫物連中に加わりたいことを願ひ出ているのかとお尋ねになったので、肯定したところ、越前守様は、長崎表のことは長崎奉行所の所管、御廻米のことは御勘定方の担当で、我々の管轄でない、と仰った。牧野越中守様、本多紀伊守様は、イヤイヤそうではなく、九右衛門の願ひを御上へ伺い、御指図次第で御勘定方、長崎奉行所へ差し出すべきであると仰った。
8. 越前守様はまた、九右衛門、竹嶋は大きな島であると絵図に見える、島山の風景、竹本草類、禽獣の類、日本とは多少異なるのか、とお尋ねになり、自分で見たわけではないが旧記に書いてあり提出したとおおりであると返答した。越中守様、紀伊守様、因幡守様から海馬之魚というのはどのような恰好のものかとお尋ねがあり、説明した。辰砂岩緑青瑪瑙などについても質問があり返答した。
9. 越前守様が、九右衛門、とにかく廻米、貫物のことはその担当の役所へ願ひ出るべきであると仰り、越中守様、紀伊守様が、イヤイヤとにかく御上へ申し上げ御指図次第で勘定所へ九右衛門を召出すべきであると仰った。御吟味が終わり、退出し、藩邸に報告した。
10. 元文五申年四月二十四日、牧野越中守様の御屋敷に伺ったところ、田中小右衛門様ほかに対応され、御奉行様方が十九日に登城された際御老中様にお見せしたので追って御沙汰があるとのことであった。五月三日越中守様の御屋敷に伺ったところ、田中小右衛門様が仰るには、まだ何も御沙汰がない、由緒書に書いてあった御老中様方からの御礼の口上書などを取り揃えて御奉行様へ差し出すように、とのことであった。
11. 五月六日、朝鮮國から竹嶋渡海の船頭水主が（漂流した際）支給された品の目録二通、松平右衛門太夫様から先祖が江戸に来た際旅宿へ下さった御使い札一通、公方様御目見えの際の参勤独礼の次第など十四通の文書の写を提出した。連絡がなく年が暮れた。
12. 翌（元文六年＝寛保元年）酉の二月十一日、牧野越中守様から明十二日四つ時に来るようにとの連絡があり、伺った。田中小右衛門様が先の十四通の文書を返却され、仰るには、御奉行様方が寄合の際にご覧になり、これは由緒正しいことだと仰せになった、不憚に思われ、（廻米、貫物の内）一つでも実現させてやりたいものだと仰せになった、とのことであった。御上へ御目見えのことも、寺社奉行所の帳面を改めて繰ったところ詳しく記録されていたとのことであった。そうであるので、御願書添状に書いてある大坂廻米船借りのことを御城において勘定方御奉行様方へ寺社奉行様方から話しておかれた、二月は水野對馬守様が御当番であるから、寺社奉行所へ提出したとおおり御願書、添

書、由緒書を作成し対馬守様御屋敷へ提出するように、とのことであった。

13. 二月十六日、対馬守様御屋敷へ伺い、御願書由緒書以上四通を御取次衆様へ提出した。追って召出されるのでそのつもりでいるようにとのことであった。牧野越中守様御屋敷の田中小右衛門様と藩邸に報告した。
14. 二月十七日、水野對馬守様から明十八日四つ時に神尾若狭守様御屋敷へ伺うようにとの指示があった。十八日に伺うと（勘定奉行の）神尾若狭守様、水野對馬守様、神谷志摩守様、河野豊前守様、木下伊賀守様が連座され、次の間で役人が願書を読み上げた。若狭守様が、九右衛門、国元では何をしているのかとお尋ねになった。村川市兵衛と私は代々米子町年寄を務めていると返答したところ、家業はどのような売買をしているのかとお尋ねになったので、商売はしておりません、御願書に書いたとおり元禄九年に竹嶋渡海が禁じられて以後は米子の御城主から御憐愍を以て渡世していますと申し上げた。それでは扶持を得ているのかとの御尋があり、そうではありません、米子御城下へもたらされる魚鳥の間屋店の座を私の家督としてくださり問屋口銭を受納して渡世しています、市兵衛は御城下へ入る塩問屋座をいただきその口銭で渡世しています、公方様御太恩の御余光と存じます、と返答した。
15. 対馬守様が公方様への御奉公はどうかと仰せになり、私どもの身では御奉公といえるほどのことは何もありませんが寛永年中に西の丸御普請の際竹嶋梅檀御床板と御書棚の御板を上納しましたと返答した。また、元禄八年朝鮮国王より竹嶋は古来日本の御支配である旨の御證文をお受け取りになられた、竹嶋が唐土の嶋であったのを元和四年のころから日本の御支配となったのは、元来私先祖大谷甚吉が竹嶋を見付け村川市兵衛と申し合わせ阿部四郎五郎様の御影を以て御上聞に達し竹嶋の御支配・渡海ともに仰せつける旨御奉書が松平新太郎様へ下りました、公方様へ竹嶋から何の実利もありませんが唐土の島が日本の御支配となる“名”をお取りになったものと存じます、これも御奉公とは申し難く存じますが、御憐愍が下りますようお願い上げます、と申し上げた。
16. 対馬守様が竹嶋の竹木草類、禽獸、海馬の魚、鮑などのことを御尋になり、これらのことは委細旧記に書いてあり提出したとおりの旨申し上げた。これまでで御吟味が終わり、対馬守様が後日評議をし再度召出すと仰り、（宿へ）帰った。（寺社奉行の）牧野越中守様御屋敷と藩邸に報告した。
17. 西の四月十七日、水野對馬守様から明十八日四つ時に来るよう指示があり、十八日に伺うと（勘定）御奉行様方が連座され水野對馬守様が、九右衛門、願いに係る御廻米船借りの件（願書御廻米船借の儀）、これはとまや久兵衛、越前屋作右衛門という者が年切で担当しており定められた年限に達しない内は御役所から変更を申し付け難いと評議一決した、と仰った。
18. 牧野越中守様御屋敷へ伺い田中小右衛門様に報告したところ、先刻勘定奉行所からも使者が来たとのことであった。田中小右衛門様は、寺社奉行様方から御老中様に願書をお見せし御指示により勘定奉行所へ行ってもらったのにこの返答では済まない。寺社奉行様方寄合の際このことを評議し押し返すべきかと自分は考える。後日召出すのでそのつもりでいるように、と仰った。
19. 西の六月二日、牧野越中守様から明三日四つ時に御屋敷へ来るようにとの指示があり、伺うと、田中小右衛門様が対応され、先月十八日寺社奉行様方寄合の際再度勘定奉行所

へ行ってもらうことは止め長崎奉行所へ行ってもらうことに決まり、先日御登城の際寺社奉行様方から長崎奉行所萩原伯耆守様へ話しておかれたので御願書を作成し次第伺うように、とのことであった。藩邸に報告した。

20. 酉の六月十日、長崎奉行所萩原伯耆守様の御屋敷へ伺った。御下役中西幸内様が対応され、追付け殿様が御座敷に御出になった時御前へ召し出され何かとお尋ねになるのでそのつもりでいるようにとのことであった。御座敷へ召し出され伯耆守様が、国元ではどのような売買をしているのかと御尋になり、私ども元禄年中竹嶋松嶋両嶋の渡海制禁以後は御願書に書いたとおり伯州米子の御城主から御憐愍を以て渡世している（私共儀元禄年中竹嶋松嶋両嶋の渡海制禁ニ被為仰出以後は御願書ニ書頭差上申候通伯州米子の御城主方御憐愍ヲ以渡世仕）」旨申し上げたところ、それでは扶持を得ているのかと仰ったので、御憐憫と申し上げたのは魚鳥の間屋店の座を私の家督としてください、同役市兵衛は塩問屋口銭を仰せつかり渡世しています、これは公方様御大恩の御余光と存じますと申し上げた。伯耆守様は、また、在所では奉行所に勤めているのかとお尋ねになり、我々兩名ともに代々米子町年寄の役を勤めていますと申し上げた。また、竹嶋の竹本草類、禽獸、海馬の魚、鮑などのお尋ねがあり、返答した。
21. 伯耆守様は、九右衛門が御上へ差し出した願書を見た、長崎表貫物入札連中加入の件、昔から江戸・京・大坂・堺・駿河・長崎、皆御領には入札連中に加わる者がいるが大名領から入札人数に入った例はない、自分一人では決められない、同役と相談する必要がある、と仰った。追って、どうか御慈悲が下るようお願いしますと返答した。
22. 牧野越中守様の御屋敷へ赴き、田中小右衛門様に委細報告した。田中小右衛門様が仰るには、九右衛門様お願いの件は、御老中様の御指図により勘定所と長崎奉行所に寺社奉行の方々が御城で話をし、その上で行ってもらったのに、両奉行所からの答えがこのようなことでは済まされない。寺社奉行の会合のときにこの件を御評議ならせられ、呼び出すことになるからそのつもりでいるように、とのことであった。ご苦勞をお掛けして大変恐縮ですが御慈悲は御上から下ることなのでお願いしますと申し上げ宿へ帰った。藩邸に赴き、委細報告した。
23. 酉の八月十七日、牧野越中守様から十八日四つ時に来るようにとの連絡があり、参上したところ、田中小右衛門様が仰るには、寺社奉行の方々が検討され、勘定奉行所と長崎奉行所の判断を押し返し、再度両役所へ行ってもらおうともお考えになったが、奉行所の判断は各々の所管事項について重いものであるので口出しするのはいかなものかということで、容認することになった、云々。

B. 乍恐奉願上候口上之覚（大谷家文書 3-36、寺社奉行所あて）

24. 竹嶋渡海を仰せ付かったのは、松平新太郎様が因幡・伯耆両国を領される際、元和三年お国替えの使者として阿部四郎五郎様がお越しになったとき、私（大谷九右衛門勝房）ども先祖の者が竹嶋へ渡海したい旨申請し、翌元和四年先祖の者が江戸に詰めてお願い申し上げ奉り、五月十六日願いどおり渡海するように御奉書を以て新太郎様に仰せ出せられたことによります。先祖の者は、お目見え（將軍拝謁）まで仰せつかり、ありがたく冥加の至りです。その後毎年渡海していたところ、元禄五年、その島へ唐人が渡り、伯耆守様を通じてご報告申し上げました。元禄六、七、八年まで御指図により渡海しま

したが、年々唐人が増加する様子につき、伯耆守様からご報告申し上げましたところ、元禄九年正月二十八日、竹嶋渡海禁制の旨を御奉書を以て伯耆守様へ仰せ出せられたことを伯耆守様から言い渡されました。

25. 竹嶋渡海禁制を仰せ渡せられたため家業を失い渡世できなくなったので、村川市兵衛が元禄年間に江戸に六年間詰め嘆願の訴えをしましたが、病気になり、その上妻子が亡くなったため願い半ばで国に帰りました。当時大谷九右衛門は幼年であり困窮していたため村川市兵衛と共に江戸に詰めることは困難でした。その後享保九年に竹嶋渡海の経緯をお尋ねになり返答書を提出しました。その際ぜひ江戸に詰めて歎願しようと思いましたが、困窮していたためそのときも延期しました。
26. 右のとおり、元和四年から元禄四年まで竹嶋へ渡海していましたが、その島に唐人が渡るようになったため渡海禁制を仰せつかりました。以後、上記両人は渡世できなくなり路頭に立つべきところ、御領主から、御憐憫を以てまずは命を落とすことのないよう仰せ付け置かれました。これは、台徳院様以来代々様の御威光、御大恩で、ありがたく存じます。しかし、現在困窮を極め難儀しているため、御慈悲を以て何とか私どもの身命が続くよう仰せ付けくださいますればありがたく存じます。
27. 台徳院様御代の元和四年から元禄七年まで七十七年の間、代々様にお目見えを仰せつかり、御紋の時服を頂戴し、竹嶋渡海に御紋の指札・御紋の船印等を頂き、元和四年から元禄四年まで毎年渡海し、渡海禁制を仰せ付かって以降御領主から命を落とすことのないよう御憐憫を以て取り計らわれるなど御大恩を受けた者の子孫が困窮に及び身命が立ち難いほどにもなってよいものか、恐れながらこの度大谷九右衛門が江戸に詰めて、上記両人の身命が続くように御慈悲を願い上げるものです、云々。

C. 乍恐御願奉申上候口上之覚（大谷家文書 3-40, 勘定奉行所あて）

28. この度国主の御手配で御公儀へ嘆願の願書を出しました。まず以て御奉行様がお取り上げくださったことをありがたく存じます、云々。
29. 以前のとおり竹嶋松嶋両嶋の渡海をお願いするつもりかとのお尋ねがありました。お答え申し上げたことは、以前のとおり両嶋渡海を願い出たものではありません、嶋渡海については、先年御制禁仰せつかったことは重いことなので致し方ありません。しかし、台徳院様御代の元和四年から常憲院様御代の元禄年間まで御大恩を以て（大谷、村川）両人の者ども渡世してきたところに渡海制禁となって大いに困窮し難儀しているのです、嘆願のお願いをいたしたく存じます、云々。
30. 恐れながら、長崎表貫物の割符および御廻米船借り連中への加入をお認めくださるようお願い申し上げたく、書付を以て国主へ申し上げたものです。御慈悲が下りますよう、ひとえに願います。

D. 乍恐口上書を以奉申上候（大谷家文書 3-42, 長崎奉行所あて）

31. 長崎貫物割符連中へお加えくださるようお願い申し上げますにつき、先祖から御公儀へ御奉公の筋が見えない、何かあるかとのお尋ねがありました。私（大谷九右衛門勝房）先祖大谷甚吉は廻船業を営み海道で竹嶋を見出し、折から伯耆国国替えの監督のため阿部四郎五郎様がお越しになった際、村川市兵衛と申し合わせ、当該竹嶋へ渡海したい旨四郎五郎様へ伺ったところお聞き届けくださり、江戸へ出て御公儀へ願い出るよう指示な

されました。先祖の者が江戸に出てお願い申し上げたところ、渡海を願いのとおりに仰せつかり、御奉書が松平新太郎様に下りました。先祖の者が新太郎様からその御奉書を頂戴し、ありがたく嶋渡海をいたしました。

32. その後、大猷院様御代、竹嶋への海道で松嶋という嶋を見出し御報告申し上げたところ、竹嶋と同じく支配お預けあそばされ、この両嶋へ渡海するようになりました。
33. これにより、寛永年間西之丸御普請の際、御大恩冥加の寸志を願い出て、竹嶋梅檀御床板、御書御棚板をお納めしました。
34. ところが、元禄年間に当該竹嶋へ唐人が渡り始めたので、御報告申し上げました。これにより日本の支配であることを朝鮮国に仰せ遣わされ、その上で、これまでのとおり渡海するよう仰せつかったので元禄六・七・八年まで渡海しましたが、年々唐人が大勢渡るようになりました。委細は別札に書いたとおりです。そのようなことで、再度朝鮮国へ仰せ遣わされ、朝鮮国王から竹嶋が日本の支配に相違ない旨証文をお取り付けになられた上で、上記私どもが頂戴した御奉書をお改めになる旨仰せつかり、差出しました。竹嶋渡海のこと、以後御制禁の旨、伯耆守様へ御奉書が下りました。
35. もともと私ども先祖の者が嶋を見出し御報告申し上げたことから日本の御支配になされたものと存じます。以上のとおりですので、お聞き届けくださり願いのとおりに仰せ付けくださればありがたく存じ上げます。

③ 各文書の原文

A. 乍恐申上候口上之覚 (大谷家文書 3-34)

凡例 <1R> : 袋綴じの第一丁表、<1L> : 同第一丁裏、/ : 改行、助詞→仮名書

乍恐申上候口上之覚

- <1R> 一 御公儀様え奉指上候御願書壱通／添書貳通并由緒書一冊元文五年／申ノ四月八日／御太守様方 御公儀え御持出し
- <1L> の儀御當番河村彦十郎様被作廻／被成則私儀寺社御奉行所牧野／越中守様え御指出し被成候御事／一 越中守様御内寺社方御下役田中／小右衛門様荒木伊左衛門様須藤文左衛門様／御三人の内小右衛門様御手ニ付申候
- <2R> 乍恐私共奉指上候御願書御取上／御見分被成候上ニて段々御尋の趣御座候／隨て御請委細ニ申上候得は御尋の趣／相濟申候御事／一 田中小右衛門様被仰附候は右の願書／則越中守様御前え差上可申候
- <2L> 御見分被為成候上ニて追て可被為召出候間／得其意罷歸候様ニと被為仰附候て奉畏／罷歸申候御事／一 御國御屋敷え参上仕右の趣委細ニ／御役人様方え御注進奉申上候御事／一 申ノ四月十七日牧野越中守様方
- <3R> 御差紙ヲ以明十八日四つ時御屋敷え／私儀罷出可申と被為仰附候故御請／書差上隨て十八日四つ時参上仕相窺／罷在候得は御奉行様方例月の通／御寄合被為成諸願の御吟味相始り／私儀被為召出乍恐罷出相窺居申候
- <3L> 御奉行様方御座席の次第／一 牧野越中守様／一 本多紀伊守様／一 大岡越前守様／一 山名因幡守様／右の通御連座被為成候御次の間

- <4R> 御家々の御下役人衆中様方御連座／被成候其御次の間にて私共奉指上候御願／書御役人様方御持出し被成候て／御奉行様方御前にて御読上被成候て／相終り申候其上にて 越中守様／被為成御意候趣九右衛門竹嶋の
- <4L> 支配ヲ誰か致候哉との御尋被為成候／紀伊守様ニも御同前の御尋被為成候／隨て御請申上候竹嶋御支配の儀／先祖の者共相蒙私共迄も支配／仕来り申候由申上候則／御奉行様方御一同ニ夫は重キ
- <5R> 事哉と御意被為成候次ニ御尋の趣／竹嶋松嶋両嶋渡海禁制ニ被為／仰出候以後は伯州米子の御城主方／御憐愍ヲ以渡世仕罷在候由願書ニ／書頭候段然は扶持杯請申候哉と／御意被為成候隨て申上候御扶持にては
- <5L> 無御座候御憐愍ヲ以と書上候儀は／米子御城下え諸方方持参候魚鳥の／問屋口銭の座則私家督と被為仰附／下し被置候并同役村川市兵衛儀も／御城下え入込候塩問屋口銭の儀被為／仰附候兩人共ニ右の趣頂戴仕
- <6R> 忝奉存候旨申上候其上にて大岡／越前守様御意被為成候趣九右衛門／此添書ニ書頭候通大坂御廻米／船借りの儀并長崎貫物連中ニ／加り申度儀弥御願申上候哉との／御尋にて御座候隨て御請申上候は
- <6L> 天道ニ相叶御憐愍の筋相下り／申候〔得〕は右の二品乍恐御願申上度旨／申上候然は又越前守様方被為成／御意候趣九右衛門此二品の儀長崎／表の儀は長崎御奉行所の作廻／并御廻米の儀は御勘定方
- <7R> 懸りニ有之候得は此方の作舞にて／無之候故此儀は御勘定方え／相願申候て可然筋ニ候此方の了簡ニ／不及候と被為仰附候得は牧野／越中守様本多紀伊守様御一同／被為遊御意候趣イヤイヤ左様にては
- <7L> 無御座候九右衛門御願の筋則／御上え御伺申上候て其上御差／圖次第にて御勘定方長崎御奉行／所えも差出可申候と御誥披キ／被為遊候御事ニ御座候又越前守様／被為成御意候趣九右衛門竹嶋は
- <8R> 大嶋と絵圖にて相見候嶋山の／風景竹木草類禽獸の類／日本の模様とは品少々は相替／申候哉と御尋にて御座候隨て申上候／私先祖甚吉儀は自分ニ渡海／仕候て其身竹嶋にて病死仕候
- <8L> 其以後は嶋主共兩人共ニ／渡海自分ニは不仕候故私共／眼前の儀は不奉存候旧記ニ／書頭し指上申候通ニ御座候と／御請申上候其上にて越中守様／紀伊守様因幡守様方海馬之
- <9R> 魚と申は如何様の形格合／成ものニ候哉と御尋被為成候隨て／申上候みちの魚と申候ものは／頭鹿のこことく両之はび長ク／尾頭矢はづにて足付一躰ニ／毛おい毛色鹿之毛のこことく
- <9L> にて御座候大海馬と申候得は／馬程も御座候由船頭水主共／申候儀にて御座候并嶋猫の儀／皆黒毛尾頭切レ居申候由御請／申上候此外辰砂岩緑青瑪／瑠杯の儀御尋被為成候隨て御請
- <10R> 申上候然は越前守様被為成／御意候は九右衛門兎角此廻米／并貫物の儀は其持口の役所え／願申上可然候此方共の作廻にては／ままならさる事ニ候と御申被為成／候得は越中守様紀伊守様方
- <10L> 被為成御意候はイヤイヤ兎角／御上え申上其上御指圖次第にて／御勘定所え九右衛

門儀召出し／可申候と被為成御申候得は／則御吟味之趣相濟申候／田中小右衛門様被仰候は最早

- <11R> 九右衛門すさり候への儀御座候て／奉畏罷立申候御更／一 御國御屋敷え参上仕則／今日於御役所奉差上候／御願書委細の御吟味相蒙／隨て乍恐御請申上候儀御役
- <11L> 人様方え具ニ御注進申上候御事／一 申四月廿四日牧野越中守様え／乍恐為御窺参上仕候其節／田中小右衛門様荒木伊左衛門様／須藤文左衛門様御出合被成被
- <12R> 仰聞候御口上の趣其方御願／の儀去ル十九日御奉行御仲／間様方御登 城の節則／御老中様御差上御披見ニ／及申候故追日御沙汰の趣相下／可申候との御事ニ御座候得て其旨
- <12L> 奉承知仕難有奉存上候段申上／罷歸申候御事／一 申ノ五月三日越中守様え乍恐／為御窺参上仕候得は田中小右衛門様／御出合被仰御口上の趣其旨^{ママ}（方）／御願の儀未何の御沙汰相下り
- <13R> 不申候然は其方^方被差上候／由緒書ニ書頭し被申候内／御老中様方^方為御礼其方／旅宿え御口上書并参勤の御礼／被申上候節於 御城御書／出しの御書付杯何角取揃
- <13L> 御奉行様え差上可被申候と被／仰附候隨て申上候乍恐御願申上／度奉存罷在候處ニ御役所様^方／御差圖ヲ以右の趣奉差上及御見／分ニ候段天道ニ相叶難有奉存候／と御請申上罷歸候御事
- <14R> 一 申五月六日右被為仰附候御古書／差上候目録／一 朝鮮國^方竹嶋渡海の船頭水主え／被遣候音物の目録貳通／一 松平右衛門太夫様^方私先祖の者／出府仕候節旅宿え被下置候
- <14L> 御使札壺通／一 秋元撰津守様^方先祖の者出府／仕候節旅宿え為御礼御口上書／被下置候壺通／一 秋元但馬守様^方私出府の節／旅宿え為御礼被下置候御口上
- <15R> 書壺通／一 加藤佐渡守様^方私出府仕候節／為御礼旅宿え被下置候御口上／書壺通／一 酒井讚岐守様^方阿部四郎五郎様え／私先祖の者出府仕候ニ付
- <15L> 被為進候御手紙壺通／一 大久保和泉守様^方私先祖の／者え被遣候御状壺通／一 阿部四郎五郎様^方私先祖の／者え被為遣候御状壺通／一 長谷川正悦様^方私先祖の者
- <16R> 出府仕候節為御礼御手紙壺通／一 公方様え御目見被為／仰附候節参勤獨礼の次第／御書出壺通／松平新太郎様え御宛の／御奉書の写し壺通
- <16L> 一 松平伯耆守様えの御奉書／写し壺通／以上拾四通奉差上候／一 其以後は五月七日ニ御役所様え／乍恐為御伺参上仕候然共重キ／御事ニ御座候得は其年も及
- <17R> 暮申候御更／一 明ル西ノ二月十一日牧野越中守様^方／御差紙ヲ以明十二日四時御役所え／罷出可申と被為仰附候御請書／指上隨て十二日四つ時御役所え／参上仕相窺罷在候得は田中
- <17L> 小右衛門様御出合被成候て被仰附候／御口上の趣／一 申ノ五月六日牧野越中守様え差上／申候御古書拾四通明ル西ノ／二月十二日於御役所ニ田中／小右衛門様右の御古書御持出
- <18R> 被成候て御改以上拾四通則私え／御返被成候其上にて被仰候右の／古書去五月六日差上被申候以後／今日迄則 殿様御居間御床の／上ニ被為置候尤御仲間様方／御寄合被為成候節御取出し
- <18L> 被為成候て御見分ニ及候て是は／由緒正敷事と被為成御意候／右の筋ニ付此度御歎

- 申上候儀／尤不便成事と被為思召候て則／書上申候貳品の内壱品ニても／埒明遣し申度物と被為成
- <19R> 御意候旨則小右衛門様被仰聞候／隨て難有仕合奉存候趣御請／申上候御事／一 小右衛門様被仰候は右古書御覽／被為成候ニ付御役所の御帳面／繰ヲ被為仰附相改見候所ニ
- <19L> 其方先祖方／御上え御目見の次第委細ニ／有之候由被為仰聞候御事／然は其方御願書添状ニ書上候／御憐愍の筋大坂御廻米船借り／の儀於 御城則御勘定方
- <20R> 御奉行様方え寺社御仲間様方／委細被仰達置候則當二月／水野對馬守様御當番ニて／候得は右御寺社御役所え被／差上候通御願書添書由緒書／抔相認候て對馬守様御屋敷え
- <20L> 罷出御取次役人衆中迄其方／可申上口上の覺牧野越中守様方／於 御城先達て對馬守様え／御達被為置候願人伯州米子／町人大谷九右衛門儀御願書／由緒書以上四通乍恐差上
- <21R> 申候寺社御奉行様方被為成／御差出候故乍恐參上仕候御／憐愍を以て願書の趣御沙汰／亘敷相下り申候段偏ニ／奉願上候と可申上候斯の通／被為仰附候其旨相蒙
- <21L> 難有奉存候然は吉日ヲ撰／二月十六日對馬守様御屋敷／小川町通え參上仕候て右／御下知の通御取次衆中様迄／申上候則御願書由緒書／以上四通差上申上候御請取
- <22R> 則對馬守様御前え御差上／被成候て後刻御取次衆中様／御出被仰附候御口上の趣／願書御取上被為成候追日／可被為召出との御意候間其旨／相心得可被申候と被為仰付候故
- <22L> 奉畏候と御請申上罷歸候御衷／一 牧野越中守様え參上仕右の趣／田中小右衛門様え申上候御事／一 御國御屋敷え參上仕御役人様方え／右の趣御注進申上置候御衷／一 同二月十七日の夕水野對馬守様方
- <23R> 御差紙ヲ以明十八日四つ時神田橋通／神尾若狹守様御屋敷え罷出可申と／被為仰附候御請書差上申候て／隨て十八日四つ時御屋敷え參上仕／相伺罷在候得は御役人様方方／九右衛門罷出候得と被仰附候故乍恐
- <23L> 罷出申候御座席の次第／一 神尾若狹守様／一 水野對馬守様／一 神谷志摩守様／一 河野豊前守様／一 木下伊賀守様
- <24R> 右の通御連座被為成候御次間ニて／私共奉差上候御願書御役人様／御持出被成候て御読上相濟申候／上ニて若狹守様方被為成御意候／の趣九右衛門國元ニては何ヲ致候哉と／御尋御座候隨て申上候同役村川市兵衛
- <24L> 私儀御城下米子町年寄御役儀／代々相蒙相勤罷在候と申上候得は／其上ニて被為成御意候家業は／如何様成売買致候哉御尋御座候／隨て申上候私共儀諸商売不仕候／右御願書ニ書頭し申上候通元祿
- <25R> 九年竹嶋渡海禁制被為仰出候／以後は因伯の御大守御内伯州／米子の御城主方御憐愍ヲ以／渡世仕来り居申候段申上候得は／然は御扶持ヲ得申候哉との／御尋ニて御座候隨て申上候左様ニては／無御座候米子御城下え持来り候
- <25L> 魚鳥の間屋店の座ヲ私家督と／被為仰附被下置候則問屋／口錢受納仕渡世致忝奉存上候／同役市兵衛儀は御城下え／入込候塩問屋座ヲ被仰付置候／此口錢ヲ以渡世仕居申候是以

- <26R> 乍恐／公方様 御太恩の御余光と／奉存上難有仕合奉存候旨申／上候其上ニて對馬守様方被為成／御意候趣／公方様え御奉公の筋は如何
- <26L> 有之候哉との〔御尋〕御座候故隨て／御請申上候私共躰の先祖ニて／御座候得は何の御奉公と申上候／程の儀は無御座候併寛永年中／西之御丸御普請の節私共／御太恩為冥加之乍恐御願
- <27R> 奉申上竹嶋梅檀御床板并／御書棚の御板奉上納仕候／乍恐寸志の儀と奉存上候／一元禄八年朝鮮國王より／竹嶋の儀は古來方日本の／御支配ニて御座候旨の御證文
- <27L> 常憲院様御代御請取／被為遊候然上は竹嶋の儀は／唐土の嶋ニて御座候ヲ元和／四年の比方日本の御支配と／奉成候儀は元來私先祖／大谷甚吉海道渡海仕候節
- <28R> 右の竹嶋見付候て帰帆申候砌／村川市兵衛と申合其上阿部／四郎五郎様え御窺申上候得は／則四郎五郎様御影ヲ以／御上聞相達竹嶋の御支配／渡海共ニ被為仰附候旨
- <28L> 御奉書松平新太郎様え／相下り難有仕合奉存上渡海／仕來り申上候尤／公方様え右の竹嶋方何の御蔵／入は毛頭無御座候得共唐土の／嶋ヲ日本の御支配と奉成候
- <29R> 名聲の儀ヲ／御上えは御取被為遊御儀と／奉存上候此段御奉公とは／難申上奉存候得共是以御取／付申上不顧恐御憐愍／相下り申候儀奉願上候と申上候得は
- <29L> 其上ニて對馬守様被為遊／御意竹嶋竹木草類禽／獸海馬の魚鮑杯の儀御尋／御座候故隨て申上候此趣の儀は／委細旧記ニ書頭し差上申候／通ニて御座候由申上候得は
- <30R> 先御吟味の儀是迄ニて／相濟申候／一 對馬守様被為成御意候趣／追日御評議被為成候て重て／可被為召出旨被為仰付候て／奉畏則御役所罷歸申候御事
- <30L> 一 牧野越中守様え參上仕今日／御勘定御奉行様え被為召出／候得て差上申候御願書御見分／被為成候故ニて段々御尋の趣／御座候隨て委細ニ御請申上候得は／先は御吟味相濟申候右乍恐
- <31R> 御注進奉申上候旨申上候得は／則田中小右衛門様御承知被成候／御事／一 御國御屋敷え參上仕右の趣／御役人様方え委細ニ御注進／申上候御事
- <31L> 西ノ四月十七日水野對馬守様方／御差紙ヲ以明十八日四つ時御屋／敷江罷出可申と被為仰附候／御請書差上隨て十八日四つ時／參上仕相伺罷在候得は被為／召出候御奉行様方御連座
- <32R> 被為成候て則 對馬守様／被為御意候は九右衛門差上／申候願書御廻米船借の儀／是は於大坂とまや久兵衛／越前屋作右衛門と申者年切ニて／作舞仕申候御議定の年
- <32L> 相達不申内は御役所方／返過の儀難申附也然上は／右兩人の船借り共え其方方／相對致候て船借り役人え／相加り可申哉右の通ニ候故は／役所方返過の儀難申付と
- <33R> 評議一決申也其旨相心得／可申と被為仰附候隨て御請／申上候趣先以及御沙汰／申上^(候?) 段難有奉存上候此上／追て御慈悲相下り申候儀／乍恐御願申上度と申上相す
- <33L> さり申候御衷／一 牧野越中守様え參上仕右の趣／田中小右衛門様え申上候得は御承知／被成候て小右衛門様御申被成候は／先刻御勘定御奉行所方／寺社御奉行御仲間様方え
- <34R> 御使者相立候御口上の趣／大谷九右衛門差上候願書見分申候上／評議申候處船借の儀於大坂／年切の作舞仕候者兩人有之候／未年限ニ及不申候故役所方／返過の儀難申付候得は此段／九右衛門え申渡候尤右の船借り
- <34L> 兩人え相對致候て加り可申哉と／申聞セ候右の九右衛門御差出の／儀ニて御座候故

- 如此以使者申達候との／御口上書来り申候則其方罷出／御注進被申上候儀御前え／可申上候と被仰候御事／一 小右衛門様御申被成候は御役所
- <35R> 御仲間様を御老中様え其方／御願書御差上及見分去年／以来一年半ニ打過則御下知／相下り此節御勘定所え其方／御差出し被為成候處右の／御返答の趣にては 御上え相達／御下知相下申候處相濟不申候
- <35L> 然は寺社御仲間様方御寄合の刻／此儀御評議被為成候て又押返／其方可被成候哉と拙者は存入候／追日其方儀可被為召出候間／左様相心得可被申候と被仰候御事／一 酉ノ六月二日 牧野越中守様を／御差紙ヲ以明三日四つ時御屋
- <36R> 敷え罷出可申と被仰付候御請／書差上隨て三日四時参上仕相／伺罷在候得は田中小右衛門様／御出合被成候て仰れ候は先頃／其方へ申入候通先月十八日／寺社御仲間様御寄合の節／御勘定所へ又々其方御差出し
- <36L> 可被遣との御評議及御沙汰／申候處寺社御奉行様より／御勘定所の御差圖被為成候ニ／相当り可申哉と以後の入割／の程御氣付被為成候故重て／其方御差出し被為成候儀は／御止被為成候然上は長崎
- <37R> 御奉行所え御差出可被為成との／御評議一決被為成候ニ付先日／御登城の節於御城寺社御／仲間様方長崎御奉行所／萩原伯耆守様え御面談にて／其方儀御差出被為成と御達
- <37L> 被為置候御願書相認次第ニ／参上仕可被申候と被仰附候／尤其節私を可申上候口上の儀／牧野越中守様より於 御城／先達て御達被為成候伯州米子／町人大谷九右衛門御願書／乍恐奉差上候と可申上候旨被
- <38R> 仰付候其上長崎御奉行様／當時御出府萩原伯耆守様／御屋敷水戸橋長崎御勤番／窪田肥前守様御屋敷表六町^{ママ}（番）／町と則田中小右衛門様を御書付／頂戴仕候隨て申上候御下知の趣／承知仕奉畏候御願書相認其上
- <38L> 吉日ヲ撰伯耆守様御屋敷え／参上可申上候先以難有仕合奉存候／乍恐御席の刻 殿様御前／宜御執成奉願上候旨申上罷歸り／申候御事／一 御國御屋敷え参上仕右の趣／御役人様方え委細ニ御注進申上候／御事
- <39R> 一 酉六月十日長崎御奉行所／萩原伯耆守様御屋敷え御願書／捧参上仕候て則御取次衆中様え／右田中小右衛門様を被仰付候通の／口上申上乍恐御願書指上申候／御請取御奥え御入被成候之所ニ／御下役中西幸内様御出合被成候て
- <39L> 被仰候御口上追付 殿様御座敷／御出被為成候刻 御前え被為召出／何角御尋の儀相下り可申候間／其旨相心得可被申候と被仰聞候／其上にて御座敷え被為召出／相窺罷在候 伯耆守様／被為遊御意候趣其方儀國元／にては如何様成売買申候哉との
- <40R> 御尋ニ御座候隨て御請申上候／私共儀元禄年中竹嶋松嶋／兩嶋の渡海制禁ニ被為仰出／以後は御願書ニ書頭差上申候通／伯州米子の御城主方御憐愍ヲ以／渡世仕難有奉存候旨申上候然は／扶持ヲ得候かと被為成御意候／隨て申上候左様にては無御座候
- <40L> 御憐愍と申上候儀は米子御城下え／諸方を入込申候魚鳥の間屋／店の座ヲ私家督と被為下置候／同役市兵衛儀は御城下え入込候／塩問屋口銭の儀被為仰付候て／渡世仕罷在候是全／公方様御太恩の御余光と奉存上
- <41R> 兩人共ニ難有仕合奉存上候段／乍恐申上候得は其上亦被為成／御意候趣其方共〔在〕

所にては／奉行所え勤ると申候哉との／御尋御座候隨て申上候兩人共ニ／代々米子町年寄御役相勉／申候儀ニ御座候由御請申上候

<41L> 又竹嶋竹木草類禽獸海馬／の魚鮑など段々と御尋御座候隨て／御請申上候御事／一伯耆守様被為遊御意候は九右衛門／御上え差上申候願書及見分候／長崎表貫物入札連中え相加里／申度との儀此事は古來る江戸

<42R> 京大坂堺駿河長崎皆御領ニは／入札連中へ相加里申者も有之也惣て／大名下方貫物入札人数ニ入候吏未其／例無之也我等老人の了簡〔難〕及／尤同役え可申談也急ニは請込不成候／先は左様ニ相心得可申と被為仰附候／寺社御奉行所様えも此段以使者

<42L> 可申達候と可被為御意候隨て申上候／乍恐追て何とそ御慈悲相下り申候段／幾重ニも奉願上候旨申上候てすさり／申上候中西幸内様被仰候唯今／御前ニ被為成御意候通大名下方／貫物人数え相加里候其例未無之候得ハ／御壱人様の御了簡ニ難被為成／御事御尤奉存候然上は追々も

<43R> 可有之候左様ニ相心得可被申との／御事ニ御座候て御請申上罷帰申候／御吏／一牧野越中守様え参上仕田中小右衛門様え／右の趣委細申上候得は御承知被成／此趣殿様え可申上と御申／被成候御吏／一田中小右衛門様被仰聞候御口上の趣

<43L> 九右衛門御願の儀は 御老中様／及御沙汰其上御差圖ヲ以御勘定／所并長崎御奉行所へ寺社／御仲間様方於御城則御面談ニ／被為仰達候て其上其方御差出し／被為遣候處ニ則御兩御役所右の／御断ニ候ては相濟不申事候追て／御仲間様方御寄合の節此儀御評議

<44R> 可被為成候其上ニて可被為召出候間／左様ニ相心得可有之との御事ニ／御座候隨て申上候私共躰の儀ケ様込ニ／御苦勞奉懸申上候段千万恐入／申上候然共御慈悲は御上方／相下り申儀ニ御座候得は乍恐幾重／ニも御慈悲の段奉願上候と申上／罷帰申候御吏

<44L> 一 御國御屋敷え参上仕御役人様方え／右の趣委細ニ御注進申上候御事／一 西ノ八月十七日 牧野越中守様方／御差紙ヲ以明十八日四つ時／御屋敷え可罷被出と被為仰附／則御請書差上隨て十八日／四つ時参上仕相窺罷在候得は／田中小右衛門様御出合被成被仰

<45R> 御口上の趣其方御願の筋／由緒正敷依有之則／御上え被為成御達御老中様／及御沙汰御差圖ヲ以御勘定所／并長崎御奉行所え其方／御差出し被為成候所／御役所右の御断の儀以御使者／被為仰達候尤其方えも右の通

<45L> 被為仰渡候依之寺社御仲間／様方此儀及御沙汰又々押返し／其方儀右の御兩御役所え／御差出し可被為成と思召被為成／候得共其方其方の御奉行／所と申儀は重キ御事ニ／候得は入割如何哉と又御用捨／被為成候然上其方儀御不便

<46R> 被為思召候依之江戸京都／大坂其外於御領當時／御公儀えの御為次ニ其身の／潤共可成と存付の儀も有之／候得は品々書付ヲ以罷出御願可申上候／御吟味の上ニて宜敷可被為／仰附候間其旨相心得可申と／被仰附候隨て御請申上候重々以

<46L> 御慈悲の御下知相蒙申上候段／千万恐入難有仕合奉存上候／御序の節乍恐 御前宜／御執成奉願上候然上は御國／屋敷えも此旨相達可申上と／申置候御事／一 御國御屋敷え参上仕御役／人様方え右の趣委細ニ／御注進申上置候御吏

B. 乍恐奉願上候口上之覚（大谷家文書 3-36）

乍恐奉願上候口上之覚

伯耆國米子の町人
村川市兵衛
大谷九右衛門

一 竹嶋渡海の儀私共先祖の者え被為 仰付候元来 松平／新太郎様因幡伯耆御領知の節元和三年伯耆國御仕置の為／御上使阿部四郎五郎様被為遊御越候之砌竹嶋え渡海仕度旨／私共先祖の者御訴訟申上翌元和四年當御地え先祖の者共／相詰御願奉申上候処御吟味の上願の通渡海可仕旨同年五月／十六日／御奉書を以 新太郎様迄被為／仰出則右の／御奉書從新太郎様先祖の者共頂戴仕其上／御目見被為／仰附難有仕合冥加至極奉存上候其以後每歳渡海仕候處／元禄五年彼嶋え唐人相渡り依之 伯耆守様を御注進被仰上／夫より六年七年八年迄段々 御指圖を以渡海仕候處年々／唐人相増候様子ニ付追々從 伯耆守様御注進被仰上候／処竹嶋渡海禁制の旨元禄九年正月廿八日／御奉書を以 伯耆守様迄被為／仰出候旨則從 伯耆守様被仰渡候御事／

一 竹嶋渡海禁制被為／仰付候ニ付家業を失ひ渡世可仕様無御座依之村川市兵衛儀／元禄年中當御地え前後六ヶ年相詰御歎キの御訴訟申上／候内病氣付其上國本ニ残し置候妻子及渴命候ニ付御願半ニ／先國本え帰度旨御願申上罷帰候其節大谷九右衛門儀幼年／尤困窮仕候ニ付右市兵衛と一所ニ當御地え相詰候儀難相成／乍存其儀無御座候其後享保九年竹嶋渡海の次第段々／被為遊 御尋候ニ付委細御請書奉指上候砌大谷九右衛門／何とそ當御地え相詰御歎キの御願申上度所存御座候得共困／窮仕罷在候故乍残念其節も及延引候御事／右の通元和四年方元禄四年迄竹嶋え渡海仕候處彼嶋唐人／相渡り候ニ付渡海禁制被為／仰付候以後右兩人の者共渡世可仕様無御座路頭ニ相立可申の／處御領主より御憐愍を以先は及渴命不申候様ニ被仰付置／候是以／台徳院様以来／御代々様 御威光の筋 御大恩の程難有仕合奉存上候然／共當時至極困窮仕及難儀候ニ付乍恐 御慈悲を以如何／様共取續候様被為／仰付被下置候〔得〕は難有仕合奉存上候全奉對し／御上え私式の者ケ様の御願奉申上候儀千萬恐入奉存候得／共／台徳院様御代元和四年方元禄七年迄七拾七年の間／御代々様え／御目見被為／仰付其上先祖の者共／御紋の御時服頂戴仕并道中／御紋の指札蒙／御免竹嶋え渡海の船え／御紋の船印頂戴仕且道具蒙／御免元和四年方元禄四年迄每歳彼嶋え渡海仕尤渡海禁／制被為／仰付候以後今以御領主及渴命不申候様御憐愍を以／御取斗の御事共是又右ニ書頭候通重々莫大成奉蒙／御大恩候者の子孫末々到至極之及困窮此上身命難相／立程ニも相成候得は偏／御厚恩忘却仕候様ニも可被成哉と誠以不顧恐を今度／大谷九右衛門相詰右兩人の者身命相續候様ニ／御慈悲の筋乍恐奉願上候何とそ願の通被為／仰付被下置候〔得〕は難有仕合奉存上候以上

伯耆國米子之町人
大谷九右衛門

元文五年申

寺社
御奉行所様
御役人中様

C. 乍恐御願奉申上候口上之覚 (大谷家文書 3-40)

乍恐御願奉申上候口上之覚

一 此度従國主の御作舞を以御 公儀様え乍／恐私共御歎の願書奉差上候先以御 奉行様え
／御取上被為 遊被下候御儀難有仕合ニ奉存候／然は國主方御 公儀様え被為 仰上候上至
極／被為入御念候得て段々と私共手前御吟味の御事ニ／御座候趣其方共御 公儀様え奉差
上候御願／書ニ何と奉申上御憐愍の筋不相見候然上ハ以／前の通竹嶋松嶋兩嶋の渡海を御
願奉申上／内存ニて有之哉と御尋御座候依之私共申上候は／全以前の通兩嶋の渡海の儀奉
願候儀ニては／無御座候嶋渡海の儀ハ先年御制禁ニ被為 仰付候上重キ御事ニ御座候得
は此段無是悲仕合／奉存候然共／台徳院様御代元和四年方／常憲院様御代元禄年中迄御太
恩の御威光／を以兩人の者共取續渡世仕来候処ニ右の仕合御／座候得て及大困窮至極難儀
仕候ニ付不顧恐御／歎の御願申上度奉存候天道相叶万一御憐愍の／筋相下り申候節ニ至御
役所様方私共え存寄の／儀も有之候哉と御尋の首尾も御座候得は乍恐長／崎表貫物の割符
并御廻米船借り連中え御加え／被為 遊被下置候様ニ御願申上度奉存上候書／付を以則國
主え申上候趣ニて御座候乍恐一重ニ／御慈悲相下り候様ニ奉願上候以上

伯耆國米子町人

大谷九右衛門

元文六年酉二月

御勘定

御奉行所様

御役人中様

D. 乍恐口上書を以奉申上候 (大谷家文書 3-42)

乍恐口上書を以奉申上候

一 此度口上書を以御願申上候長崎貫物割符連中え／御指加え被下置候様御願申上候ニ付
先祖より／御 公儀様え何ニても御奉公の筋不相見候／御奉公の筋も有之候哉と御尋被為
遊候ニ付私共／存寄乍恐奉申上候先年私先祖大谷甚吉と申者／廻舟数隻所持仕諸國え荷物
積廻し渡海仕候海道／にて右の竹嶋見出し罷在候所ニ伯耆國為御仕置／阿部四郎五郎様被
為遊御越候其節右の竹嶋え／渡海仕度旨村川市兵衛と申合 四郎五郎様え／御伺申上候処
其旨御聞届ケ被為遊左候得は江／府え罷出御 公儀様え御願可申上之旨被／為仰付候ニ付
先祖の者共當御府え罷出御／願申上候処ニ天道ニ相叶嶋渡海の儀願の通被為／仰付候御
奉書 新太郎様え相下り則／新太郎様方先祖の者共右の御 奉書／頂戴仕嶋渡海仕難有仕合
ニ奉存上候其後／大猷院様御代竹嶋の海道ニて又松嶋と申嶋を見／出し御注進奉申上候得
は竹嶋の通支配御預ケ／被為遊右兩嶋え渡海仕来重々難有仕合奉存／上候依之寛永年中西
之御 丸御普請の／節御大恩為冥加の寸志の御願奉申上候／得は竹嶋梅檀御床板御書御棚
板被為仰／付奉畏兩人の者共御用御板の御役仕當／御地え罷下り乍恐奉指上候首尾能御上
納申／上候然所ニ元禄年中右竹嶋え唐人相渡り初／申候故御注進候依之右の段々日本の／
御仕置を以朝鮮國え被仰遣其上只今迄の／通渡海仕可仕旨被為仰付候故元禄六七八年／迄
渡海仕候得共年々唐人大勢相渡り申候委細の／儀ハ別札ニ奉書上候通ニ御座候然上ニて

又々朝鮮／國え被仰遣朝鮮國王方右竹嶋日本の御支配ニ相／違無之旨御證文御取附被為遊候上ニて右私共／奉頂戴仕候御 奉書御改メ被為遊候旨被為／仰付奉差上申候其上ニて嶋渡海の儀尔来／御制禁の旨伯耆守様迄御 奉書相下候／御事元来私共先祖の者右嶋見出し御注進／申上候故日本の御支配ニ被為遊候様乍恐奉／存上候右の通ニ御座候間乍恐被為聞届訊ケ／御慈悲を以願の通被為仰付被下置候／得は難有奉存上候以上

伯耆國米子町人

大谷九右衛門

寛保元酉年六月十日

長崎

御奉行所様

御役人中様

④ 若干の考察

冒頭で述べたように、問題の所在は上記文書 A に「竹嶋松嶋両嶋渡海禁制」とあることの意味であり、本稿の目的は当該文書と関係文書の全体を紹介し、この言葉を文脈の中で捉えるための参考に供することである。問題の検討は他日を期することとし、ここでは、奉行所が判断材料としたであろう文書に関する疑問点をいくつか挙げておきたい。

まず、大谷九右衛門勝房は、御公儀へ差し出す御願書一通、添書二通、由緒書一冊を寺社奉行所へ提出した（②大意 A の文書 1。以下 A1 のように略記）。同じ書類を勘定奉行所、長崎奉行所へも提出した（A12, A19）。願書は、寺社、勘定、長崎奉行所あて同文のものがある上記 B の文書がこれに当る可能性があるが、①で述べたように、出願の対象（大坂廻米船借り、長崎貫物連中加入）が書かれていない。これでは、奉行の前で役人が読み上げても（A4, A14）何を訴願しているのか分からないのではないか。竹嶋渡海禁制の後米子城主から憐愍を受けたこと（A6, A14, A20）は B の文書にあるが、願書読上げに続く寺社奉行の最初の質問「竹嶋支配」のこと（A5）は、B の文書中にない。

出願対象は、添書に書かれていた（A7, A12）。添書というと有力者による推薦状のようなニュアンスがあるが、ここでは願書の別紙、説明資料のようなものであろうか。また、絵図を提出している（A8）。竹嶋の動植物、海馬の魚（あしか）、鉱物等に関する情報も提出していた（A8, A16, A20）。これは、添書の内容なのであろうか。竹嶋に唐人が渡るようになった、委細は別札のとおり云々とある（D34）。これは追加提出したものであろうか、添書または由緒書を指すのであろうか。さらに、松嶋について、長崎奉行への追加文書に説明があるが（D32）、竹嶋松嶋両嶋の渡海を求めるのかという勘定奉行の質問（C29）などを見ると提出書類の中でも松嶋への言及があったと考えられる。

「竹嶋松嶋両嶋渡海禁制」は、上記の文書で寺社奉行牧野越中守の発言（A6）および大谷九右衛門勝房の言葉として（A20, 「嶋渡海…」 C29）出てくる。文書の全体を通読するとき、奉行所は、由緒の裏付けのため過去の將軍拝謁の記録を繰ったこと（A12）以外、特に独自の情報を用いたわけではなく、大谷九右衛門勝房が提出した資料に依拠したように見える。竹嶋松嶋両嶋渡海禁制が幕府の認識を示すのか、史実として松嶋への渡海が禁じられたのか、なお検討の余地があるように思われる。

（了）